

令和3年3月29日

職員の懲戒処分について

世田谷区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

職員の通勤手当の不正受給

1 被処分職員・処分内容

財務部

事務（一般事務） 主事 50歳 男性 ・ 減給5分の1 2か月

保育部

技能（調理） 主事 54歳 女性 ・ 減給5分の1 3か月

2 事故の概要

上記職員は、いずれも通勤届により認定を受けた通勤経路もしくは通勤方法より安価な経路もしくは方法で通勤していたにもかかわらず、通勤届の変更手続きを怠り、通勤手当を不正に受給していた。

なお、不正に受給した通勤手当については、既に全額返納している。

の不正受給期間：令和元年5月から令和2年12月まで

の不正受給期間：平成28年6月から令和3年3月まで

3 処分年月日

令和3年3月26日